募集

区民と区長との懇談会(仲町地区)の 参加者

▶とき=7月29日(月)14時~15時30分 ▶ところ=仲町地域センター▶内容=地域の課題・区政に関する意見交換 ▶対象=同センター対象地域(大山東町(20・56~60番)、大山町、大山西町、幸町(7~66番)、中板橋、仲町、弥生町、大谷口上町(1・2・24・25番))に在住の方 ▶募集人数=○発言者…3人(書類選考)・3 傍聴者…5人(申込順) ▶申込・問=○5月21日(必着)まで直接または郵送・Eメールで、○4月30日(以朝9時から電話で、広聴広報課広聴係(区役所4階②窓口) ☎3579-2024 □ kkouho@city.itabashi.tokyo.jp※○は当日発言したい内容1件(800字以内)と、別紙に申込記入例(8面)の

1件(800字以内)と、別 紙に申込記入例(8面)の 項目を明記。手話通訳を 希望する場合はその旨を 明記。



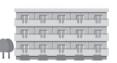
地域ケア運営協議会区民委員

▶募集人数=2人▶任期=7月から3年間▶対象=区内在住の40歳以上で、平日昼間におとしより保健福祉センターで行う会議(年5回程度)に出席できる方▶選考=作文▶申込・問=5月31日(必着)まで、作文「住み慣れた地域で暮らし続けるための介護予防について」(800~1200字)と、別紙に申込記入例(8面)の項目、性別、職業、応募動機、介護経験の有無、区のほかの会議での委員歴を明記のうえ、直接または郵送で、おとしより保健福祉センター管理係(〒174-0063前野町4-16-1)☎5970-1119

都営住宅入居者

▶募集内容=世帯向け(一般募集住宅)、若年夫 婦・子育て世帯向け(定期使用住宅)など※対象 など詳しくは、募集案内をご覧ください。**▶募** 集案内の配布場所=5月7日(火)~15日(水)に、住 宅政策課(区役所5階⑭窓口)・庁舎案内(区役 所1階)・赤塚支所・各地域センター・各区民 事務所・各福祉課・東京都住宅供給公社ホーム ページ※夜間・土曜・日曜は、区役所の夜間受 付で配布。 **申込** = 5月21日(必着)まで、必要 書類を郵送で、渋谷郵便局※同公社ホームペー ジからも申込可**▶問**=同公社都営住宅募集セン ター☎0570-010-810(申込期間中)・☎3498-8894(申込期間以外)、板橋区住宅政策課住宅運 営係☎3579-2187※区営住宅・区立高齢者住宅 (けやき苑)・改良住宅・都営住宅の板橋区地元 割当は、5月下旬に募集予

定。詳しくは、今後発行の 「広報いたばし」・区ホーム ページでお知らせします。



公共機関だより ▼

給与支払者向け定額減税説明会

▶とき=5月8日(水・17日金)・23日(木)、10時~11時・14時~15時、各1回制▶内容=講義「所得税の定額減税に係る源泉徴収事務」▶定員=各回50人(申込順)※申込方法など詳しくは、国税庁ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。▶ところ・間=板橋税務署☎3962-4151

オンラインによる 手続きを ご活用ください





児童扶養手当などの支給額を 4月分から改定しました



△児童扶養手当

▶**改定額**= 表1 参照※受給者には、4月下旬 以降に児童扶養手当証書をお送りします。

▶ 改定額=特別児童扶養手当障害等級1級…5万5350円・2級…3万6860円

─[@圓いずれも]-

▶問=子育て支援課子どもの手当医療係**☎** 3579-2477

○特別障害者手当

- ▶ 改定額= 2万8840円
- **①障害児福祉手当・経過的福祉手当**
- ▶改定額=1万5690円

―[@��いずれも]

▶問=障がいサービス課障がい相談係☆ 3579-2362個3579-2364



表1 児童扶養手当改定額

		全部支給	一部支給	
	子ども1人の支給額	4万5500円	1万740円~4万5490円	
	子ども2人目の加算額	1万750円	5380円~1万740円	
	子ども3人目以降の加算額(1人につき)	6450円	3230円~6440円	

区民参加に関する情報をお知らせします

パブリックコメント(意見)・区民参加に関する情報を月1回程度、LINE・メールなどで配信しています。

配信情報

- パブリックコメントの募集
- 付属機関などの会議の傍聴・公募委員の募集
- 計画などの策定過程における区民参加の機会に関する情報 など

LINEの登録方法

- ①板橋区LINE公式アカウントを友だち登録
- ②受信設定の希望する情報で、「広報・いたばしの魅力」の「広報・報道」にチェックを入れる
- 3登録完了

メールの登録方法など 詳しくはこちら▶



問合

政策企画課総合調整係☎3579-2011

建築物などの定期調査・検査報告をお願いします

令和6年度に、定期調査・検査報告が必要な建物などは、表2のとおりです。いずれも有資格者による調査・検査報告が義務付けられています。

- 問
- ●各対象について…各団体
- 制度全般について…板橋区建築指導課設備審査係☎3579-2577

表2 定期調査・検査報告対象

<u>《《</u> 上别词且·快且報告》》					
対 象	用途	報告時期	問		
7-7-60-11-	劇場・映画館・演芸場・旅館・ホテル	11月〜来年1月 ※毎年報告する 義務あり			
	観覧場(屋外観覧場を除く)・公会堂・集会場				
	百貨店・マーケット・物品販売業を営む店舗など				
	● 下宿・共同住宅・寄宿舎● 高齢者・障がい者などの就寝に供する共同住宅・寄宿舎(サービス付き 高齢者住宅・認知症高齢者グループホーム・障がい者グループホーム)	5月~10月※3 年ごとに報告す る義務あり			
防火設備	随時閉鎖または作動をできるもの(防火ダンパーを除く)		(公財)東京都防災・ 建築まちづくりセン ター☎5989-1937		
建築設備	換気設備(自然換気設備を除く)	−て1年を経過す 」る日まで※毎年	(一財)日本建築設備・昇降機センター ☎3591-2421		
	排煙設備(排煙機または送風機を有するもの)				
	非常用の照明装置				
	給水設備・排水設備(給水タンクなどを設けるもの)	報告する義務あ			
	エレベーター(労働安全衛生法の性能検査を受けているものを除く)	_''	(一社)東京都昇降機		
昇降機	エスカレーター		安全協議会☎6304-		
	小荷物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		2225		